

| | | |
|---------|--------|-------------|
| 07 都債 | | 36,118,000 |
| | 01 都債 | 36,118,000 |
| 08 繰越金 | | 1 |
| | 01 繰越金 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 176,588,000 |

歳出

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-------------|-------------|-------------|
| 款 | 項 | |
| 01 都営住宅等事業費 | | 176,588,000 |
| | 01 都営住宅等事業費 | 176,588,000 |
| 歳 出 合 計 | | 176,588,000 |

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----|----------|----------|------------|
| 01 | 都営住宅等事業費 | | 18,588,000 |
| | 01 | 都営住宅等事業費 | 18,588,000 |
| | | 1 住宅建設事業 | 18,588,000 |

第3号 債務負担行為 (工事請負契約)

(単位 千円)

| 番号 | 事項 | 期間 | 限度額 |
|----|------------------|-------------|------------|
| 1 | 公営住宅建設工事 | 令和5年度～令和7年度 | 46,206,000 |
| 2 | 都営住宅耐震改修工事 | 令和5年度～令和6年度 | 668,000 |
| 3 | 小笠原住宅建設工事 | 令和5年度～令和7年度 | 920,400 |
| 4 | 地域開発整備事業併存施設建設工事 | 令和5年度～令和6年度 | 584,089 |
| | 合 計 | | 48,378,489 |

第4号 都債

(単位 千円)

| | | | |
|------------------|----------|------------|---|
| (1) 起債の目的及び起債限度額 | | | (2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 |
| 番号 | 起債の目的 | 起債限度額 | |
| 1 | 都営住宅等事業費 | 36,118,000 | |
| | | | (3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 |
| | | | (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 |
| | | | (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。 |

令和4年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予算総則

令和4年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,829,000千円、歳出2,973,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|-----------------|------------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 保証金収入 | 722,000 |
| | 01 住宅保証金収入 | 538,000 |
| | 02 定期借地権保証金収入 | 184,000 |
| 02 | 繰入金 | 1,880,000 |
| | 01 都営住宅等事業会計繰入金 | 1,880,000 |
| 03 | 諸収入 | 1,000 |
| | 01 住宅保証金利子収入 | 900 |
| | 02 定期借地権保証金利子収入 | 100 |
| 04 | 繰越金 | 8,226,000 |
| | 01 繰越金 | 8,226,000 |
| 歳 入 合 計 | | 10,829,000 |

歳出

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|----------------|-----------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 返還金 | 673,000 |
| | 01 住宅保証金返還金 | 672,000 |
| | 02 定期借地権保証金返還金 | 1,000 |
| 02 | 繰出金 | 2,300,000 |
| | 01 繰出金 | 2,300,000 |
| 歳 出 合 計 | | 2,973,000 |

歳入歳出差引残額 7,856,000千円

令和4年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

令和4年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,513,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|------------|-----------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 財産収入 | 6,508,848 |
| | 01 財産運用収入 | 28,621 |
| | 02 財産売却収入 | 6,480,227 |
| 02 | 繰入金 | 3,500 |
| | 01 一般会計繰入金 | 3,500 |
| 03 | 諸収入 | 651 |
| | 01 都預金利子 | 650 |
| | 02 雑入 | 1 |
| 04 | 都債 | 1,000,000 |
| | 01 都債 | 1,000,000 |
| 05 | 繰越金 | 1 |
| | 01 繰越金 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 7,513,000 |

歳出

（単位 千円）

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|--------|-----------|
| 款 | 項 | |
| 01 用地費 | | 7,513,000 |
| | 01 用地費 | 7,513,000 |
| 歳 出 合 計 | | 7,513,000 |

第2号 都債

（単位 千円）

| <p>(1) 起債の目的及び起債限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>起 債 の 目 的</th> <th>起 債 限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都市開発用地費</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table> | | | 番号 | 起 債 の 目 的 | 起 債 限 度 額 | 1 | 都市開発用地費 | 1,000,000 | <p>(2) 起債の方法 普通貸借の方法により政府から起債する。</p> <p>(3) 利率 年8.5%以内</p> <p>(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。</p> <p>(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。</p> | | |
|--|-----------|-----------|----|-----------|-----------|---|---------|-----------|---|--|--|
| 番号 | 起 債 の 目 的 | 起 債 限 度 額 | | | | | | | | | |
| 1 | 都市開発用地費 | 1,000,000 | | | | | | | | | |

令和4年度東京都用地会計予算

予算総則

令和4年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,818,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|------------|------------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 財産収入 | 2,036,210 |
| | 01 財産運用収入 | 1 |
| | 02 財産売却収入 | 2,036,209 |
| 02 | 繰入金 | 8,374,000 |
| | 01 一般会計繰入金 | 8,374,000 |
| 03 | 諸収入 | 104 |
| | 01 都預金利子 | 103 |
| | 02 雑入 | 1 |
| 04 | 都債 | 9,960,000 |
| | 01 都債 | 9,960,000 |
| 05 | 繰越金 | 2,447,686 |
| | 01 繰越金 | 2,447,686 |
| 歳 入 合 計 | | 22,818,000 |

| 歳出 | | （単位 千円） | |
|---------|----------|---------|------------|
| 科 | 目 | 金 | 額 |
| 款 | 項 | | |
| 01 用地費 | | | 22,818,000 |
| | 01 用地買収費 | | 22,818,000 |
| 歳 出 合 計 | | | 22,818,000 |

第2号 繰越明許費

（単位 千円）

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|----------|------------|---------|
| 01 用地費 | | | 280,000 |
| | 01 用地買収費 | | 280,000 |
| | | 1 公共用地先行取得 | 280,000 |

第3号 債務負担行為(物件購入契約等)

(単位 千円)

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|-------------------|-------|--------|
| 1 | 諸用地先行取得事務に関する測量委託 | 令和5年度 | 45,061 |

第4号 都債

(単位 千円)

| | | |
|------------------|-----------|---|
| (1) 起債の目的及び起債限度額 | | (2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 |
| 番号 | 起債の目的 | |
| 1 | 公共用地先行取得費 | 9,960,000 |
| | | (3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 |
| | | (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 |
| | | (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。 |

令和4年度東京都公債費会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,092,348,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|-----------|---------------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 財産収入 | 1,407,648 |
| | 01 財産運用収入 | 1,407,648 |
| 02 | 繰入金 | 877,805,721 |
| | 01 繰入金 | 877,805,721 |
| 03 | 諸収入 | 547,631 |
| | 01 都預金利子 | 1,999 |
| | 02 雑入 | 545,632 |
| 04 | 都債 | 212,587,000 |
| | 01 都債 | 212,587,000 |
| 歳 入 合 計 | | 1,092,348,000 |

歳出

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|--------|---------------|
| 款 | 項 | |
| 01 公債費 | | 1,092,348,000 |
| | 01 公債費 | 1,092,348,000 |
| 歳 出 合 計 | | 1,092,348,000 |

第2号 債務負担行為 (損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----|---------------------|------------------|-------|
| 1 | 東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約 | 令和 4 年度～令和 44 年度 | — |

第3号 都債

（単位 千円）

| | | | |
|------------------|--------------|-------------|--|
| (1) 起債の目的及び起債限度額 | | | (2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 |
| 番号 | 起債の目的 | 起債限度額 | |
| 1 | 一般会計借換債 | 190,896,000 | |
| 2 | 都営住宅等事業会計借換債 | 21,691,000 | |
| 合 計 | | | 212,587,000 |
| | | | (3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内 |
| | | | (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 |
| | | | (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。 |

令和4年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,291,649千円、歳出1,401,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（工事請負契約）」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|--------------|-----------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 使用料及手数料 | 23 |
| | 01 手数料 | 23 |
| 02 | 繰入金 | 978,934 |
| | 01 一般会計繰入金 | 60 |
| | 02 公営企業会計繰入金 | 978,874 |
| 03 | 諸収入 | 7,523 |
| | 01 都預金利子 | 3 |
| | 02 雑入 | 7,520 |
| 04 | 繰越金 | 2,305,169 |
| | 01 繰越金 | 2,305,169 |
| 歳 入 合 計 | | 3,291,649 |

歳出

(単位 千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------|--------------|-----------|
| 款 | 項 | |
| 01 | 臨海都市基盤整備費 | 1,401,000 |
| | 01 臨海都市基盤整備費 | 1,401,000 |
| 歳 出 合 計 | | 1,401,000 |

歳入歳出差引残額 1,890,649千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------------|--------------|------------|---------|
| 01 臨海都市基盤整備費 | | | 225,000 |
| | 01 臨海都市基盤整備費 | | 225,000 |
| | | 1 臨海都市基盤整備 | 225,000 |

第3号 債務負担行為 (工事請負契約)

(単位 千円)

| 番号 | 事項 | 期間 | 限度額 |
|----|----------|-------|--------|
| 1 | 豊洲地区整備工事 | 令和5年度 | 90,041 |

令和4年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

| | | | | | | | | | |
|-----|----|--------|---|----------|----|----|--------|---|----------|
| 普通 | 入院 | 3,726床 | 延 | 304,395人 | 外来 | 1日 | 6,605人 | 延 | 488,770人 |
| 精神 | 入院 | 1,074床 | 延 | 87,997人 | 外来 | 1日 | 600人 | 延 | 44,400人 |
| 結核 | 入院 | 31床 | 延 | 1,547人 | 外来 | 1日 | 30人 | 延 | 2,220人 |
| 感染症 | 入院 | 69床 | 延 | 273人 | 外来 | 1日 | 一人 | 延 | 一人 |
| 合計 | 入院 | 4,900床 | 延 | 394,212人 | 外来 | 1日 | 7,235人 | 延 | 535,390人 |

2 主要な建設改良事業

| | |
|---------------------|-----------|
| 多摩総合医療センター内視鏡室等改修工事 | 421,124千円 |
|---------------------|-----------|

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 46,213,000千円 |
| 第1項 医業収益 | 40,472,601千円 |
| 第2項 医業外収益 | 5,740,399千円 |
| 収入合計 | 46,213,000千円 |

支出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業費用 | 46,213,000千円 |
| 第1項 医業費用 | 45,583,111千円 |
| 第2項 医業外費用 | 629,889千円 |

| | |
|------|--------------|
| 支出合計 | 46,213,000千円 |
|------|--------------|

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,440,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

| | |
|-------------|----------|
| 第1款 資本的収入 | 28,000千円 |
| 第1項 その他資本収入 | 28,000千円 |
| 収入合計 | 28,000千円 |

支出

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 2,468,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,468,000千円 |
| 支出合計 | 2,468,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|----------|-------------|--------------|
| 大塚病院改修工事 | 令和4年度～令和5年度 | 1,283,926千円 |
| 病院管理運営事業 | 令和4年度 | 17,522,051千円 |
| 病院建設改良事業 | 令和4年度 | 859,478千円 |
| 合計 | | 19,665,455千円 |

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は10,675,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は7,300,000千円と定める。

令和4年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

| | | |
|-----|-------------|---------|
| 水産物 | 509,000 t | 4,786億円 |
| 青果物 | 1,814,000 t | 7,460億円 |
| 畜産物 | 78,000 t | 1,174億円 |
| 花き | 1,186,000千本 | 876億円 |

2 使用料徴収対象面積

| | |
|--------|----------|
| 卸売業者売場 | 153,693㎡ |
| 仲卸業者売場 | 39,965㎡ |
| 事務所 | 115,928㎡ |
| その他 | 388,381㎡ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 市場事業収益 | 22,470,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 17,440,548千円 |
| 第2項 営業外収益 | 5,029,452千円 |
| 収入合計 | 22,470,000千円 |

支出

| | |
|-----------|--------------|
| 第1款 市場事業費 | 43,475,000千円 |
|-----------|--------------|

| | |
|-----------|--------------|
| 第1項 営業費用 | 32,883,512千円 |
| 第2項 営業外費用 | 3,134,805千円 |
| 第3項 特別損失 | 7,455,683千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |
| 支出合計 | 43,475,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 市場資本的支出 | 10,691,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 3,888,457千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 6,784,000千円 |
| 第3項 投資 | 9,000千円 |
| 第4項 国庫補助金返納金 | 9,543千円 |
| 支出合計 | 10,691,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------|-------------|-------------|
| 大田市場会館解体工事 | 令和5年度～令和6年度 | 1,377,000千円 |
| 旧築地市場解体工事 | 令和5年度～令和6年度 | 457,000千円 |
| 旧築地市場仮囲い設置工事 | 令和5年度 | 51,000千円 |
| 市場建設改良事業 | 令和5年度～令和7年度 | 3,411,000千円 |
| 合 計 | | 5,296,000千円 |

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は2,996,000千円である。

令和4年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

| | |
|---------|-------------|
| 施設建築物工事 | 1,360,120千円 |
| 公共施設工事 | 20,110千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|---------------|----------|
| 第1款 都市再開発事業収益 | 82,429千円 |
| 第1項 営業外収益 | 82,429千円 |
| 収入合計 | 82,429千円 |

支出

| | |
|---------------|----------|
| 第1款 都市再開発事業費用 | 10,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 8,689千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,311千円 |
| 支出合計 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,777千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 7,075,223千円 |
|-----------|-------------|

| | |
|---------------|-------------|
| 第1項 一般会計負担金 | 1,320千円 |
| 第2項 公営企業会計負担金 | 2,428,000千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 1,352,068千円 |
| 第4項 都市再開発事業収入 | 3,241,369千円 |
| 第5項 雑収入 | 52,466千円 |
| 収入合計 | 7,075,223千円 |

支出

| | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 7,078,000千円 |
| 第1項 都市再開発事業費 | 4,706,478千円 |
| 第2項 長期借入金償還金 | 2,366,000千円 |
| 第3項 建設利息 | 119千円 |
| 第4項 国庫補助金返還金 | 5,403千円 |
| 支出合計 | 7,078,000千円 |

令和4年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|-------------|------|-------------|
| 1 埋立地の処分 | 処分面積 | 66,175㎡ |
| 2 埋立地の賃貸 | 貸付面積 | 1,544,153㎡ |
| 3 主要な建設改良事業 | | |
| 埋立地造成事業 | | 1,273,000千円 |
| 環境整備事業 | | 61,000千円 |
| 道路橋梁整備事業 | | 1,000千円 |
| 埋立改良事業 | | 3,371,000千円 |
| 臨海副都心建設事業 | | 4,430,000千円 |
| 臨海副都心改良事業 | | 591,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 開発事業収益 | 42,082,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 39,099,241千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,982,749千円 |
| 第3項 特別利益 | 10千円 |
| 収入合計 | 42,082,000千円 |

支出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 開発事業費用 | 28,031,000千円 |
|------------|--------------|

| | |
|-----------|--------------|
| 第1項 営業費用 | 26,721,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,309,990千円 |
| 第3項 特別損失 | 10千円 |
| 支出合計 | 28,031,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,725,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

| | |
|-----------|---------|
| 第1款 資本的収入 | 1,000千円 |
| 第1項 雑収入 | 1,000千円 |
| 収入合計 | 1,000千円 |

支出

| | |
|-----------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 10,726,000千円 |
| 第1項 埋立事業費 | 10,726,000千円 |
| 支出合計 | 10,726,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------|-------------|-------------|
| 埋立地造成事業 | 令和5年度～令和6年度 | 4,764,000千円 |
| 埋立改良事業 | 令和5年度 | 1,650,000千円 |
| 埋立諸事業 | 令和5年度 | 2,000千円 |
| 臨海副都心建設事業 | 令和5年度 | 1,161,000千円 |
| 臨海副都心改良事業 | 令和5年度 | 1,662,000千円 |
| 臨海副都心諸事業 | 令和5年度 | 4,000千円 |
| 合 計 | | 9,243,000千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は16,940千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和4年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

| | |
|------|----------|
| 荷役機械 | 3基 |
| 上屋 | 33棟 |
| 貯木場 | 904,747㎡ |

2 主要な建設改良事業

| | |
|----------|-------------|
| 港湾施設整備事業 | 1,698,280千円 |
| 港湾施設改良事業 | 403,977千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 港湾事業収益 | 4,973,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 4,413,544千円 |
| 第2項 営業外収益 | 559,446千円 |
| 第3項 特別利益 | 10千円 |
| 収入合計 | 4,973,000千円 |

支出

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 港湾事業費用 | 4,051,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 3,774,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 276,990千円 |

| | |
|----------|-------------|
| 第3項 特別損失 | 10千円 |
| 支出合計 | 4,051,000千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,454,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

| | |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 817,000千円 |
| 第1項 企業債 | 816,000千円 |
| 第2項 雑収入 | 1,000千円 |
| 収入合計 | 817,000千円 |

支出

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 3,271,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,102,257千円 |
| 第2項 投資 | 1,161,600千円 |
| 第3項 企業債費 | 7,143千円 |
| 支出合計 | 3,271,000千円 |

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|----------|-------|-------------|
| 管理運営事業 | 令和5年度 | 180,000千円 |
| 港湾施設の撤去 | 令和5年度 | 763,000千円 |
| 港湾施設整備事業 | 令和5年度 | 2,665,000千円 |
| 港湾施設改良事業 | 令和5年度 | 893,000千円 |
| 合計 | | 4,501,000千円 |

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

| | |
|--------------|-----------|
| 東京港埠頭株式会社貸付金 | 816,000千円 |
|--------------|-----------|

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債をすることができる。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は740千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和4年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 事業別 | 期首在籍車両数 | 年間走行距離 | 年間輸送人員 | 一日平均輸送人員 |
|---------|---------|-----------|-----------|----------|
| 自動車運送事業 | 1,509両 | 44,373千km | 202,471千人 | 554,715人 |
| 乗合 | 1,501両 | 44,193千km | 202,256千人 | 554,126人 |
| 貸切 | 8両 | 180千km | 215千人 | 589人 |
| 軌道事業 | 33両 | 1,462千km | 15,572千人 | 42,663人 |
| 新交通事業 | 100両 | 8,087千km | 29,901千人 | 81,921人 |
| 懸垂電車事業 | 0両 | 0千km | 0千人 | 0人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|---------------|--------------|
| 第1款 自動車運送事業収益 | 42,318,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 40,456,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,862,000千円 |
| 第2款 軌道事業収益 | 11,307,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 3,044,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 8,263,000千円 |
| 第3款 新交通事業収益 | 7,531,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 6,067,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,464,000千円 |

| | |
|--------------|--------------|
| 収入合計 | 61,156,000千円 |
| 支出 | |
| 第1款 自動車運送事業費 | 46,795,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 44,905,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,870,000千円 |
| 第3項 特別損失 | 20,000千円 |
| 第2款 軌道事業費 | 11,509,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 3,232,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 8,277,000千円 |
| 第3款 新交通事業費 | 8,190,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 6,522,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,668,000千円 |
| 支出合計 | 66,494,000千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,016,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

| | |
|------------------|-------------|
| 第1款 自動車運送事業資本的収入 | 5,147,000千円 |
| 第1項 企業債 | 5,000,000千円 |
| 第2項 一般会計補助金 | 13,444千円 |
| 第3項 財産収入 | 72,100千円 |
| 第4項 雑収入 | 61,456千円 |
| 第2款 軌道事業資本的収入 | 103,000千円 |
| 第1項 企業債 | 103,000千円 |
| 第3款 新交通事業資本的収入 | 5,991,000千円 |

| | |
|-------------|--------------|
| 第1項 企業債 | 5,220,000千円 |
| 第2項 一般会計出資金 | 771,000千円 |
| 収入合計 | 11,241,000千円 |

支出

| | |
|------------------|--------------|
| 第1款 自動車運送事業資本的支出 | 7,147,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 5,147,000千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 2,000,000千円 |
| 第2款 軌道事業資本的支出 | 103,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 103,000千円 |
| 第3款 新交通事業資本的支出 | 7,007,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 3,855,000千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 3,152,000千円 |
| 支出合計 | 14,257,000千円 |

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------|-------------|--------------|
| 自動車改良事業 | 令和5年度 | 2,400,000千円 |
| 軌道改良事業 | 令和5年度 | 86,000千円 |
| 軌道補修事業 | 令和5年度 | 54,000千円 |
| 軌道受託工事 | 令和5年度～令和7年度 | 4,712,000千円 |
| 新交通改良事業 | 令和5年度～令和7年度 | 3,250,000千円 |
| 新交通補修事業 | 令和5年度 | 528,000千円 |
| 合 計 | | 11,030,000千円 |

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

| | |
|--------|---------------------|
| 建設改良事業 | 8, 1 8 7, 0 0 0千円 |
| 借換資 | 2, 1 3 6, 0 0 0千円 |
| 合 計 | 1 0, 3 2 3, 0 0 0千円 |

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は13,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,389,444千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は206,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

| 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|-----|-------|-----|
| 車 両 | 乗合自動車 | 97両 |

令和4年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|----------------|
| 1 期首在籍車両数 | 1, 246両 |
| 2 年間走行距離 | 124, 857km |
| 3 年間輸送人員 | 829, 068千人 |
| 4 一日平均輸送人員 | 2, 271, 419人 |
| 5 主要な建設改良事業 | |
| 大江戸線環状部施設買取 | 20, 000, 000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|--------------|-----------------|
| 第1款 高速電車事業収益 | 152, 394, 000千円 |
| 第1項 営業収益 | 138, 273, 000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 14, 121, 000千円 |
| 収入合計 | 152, 394, 000千円 |

支出

| | |
|-------------|-----------------|
| 第1款 高速電車事業費 | 154, 398, 000千円 |
| 第1項 営業費用 | 144, 175, 000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 10, 223, 000千円 |
| 支出合計 | 154, 398, 000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33, 236, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

| | |
|-----------------|----------------|
| 第1款 高速電車事業資本的収入 | 62, 572, 000千円 |
| 第1項 企業債 | 33, 000, 000千円 |
| 第2項 一般会計出資金 | 12, 153, 000千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 1, 350, 997千円 |
| 第4項 一般会計補助金 | 1, 501, 107千円 |
| 第5項 有価証券償還金収入 | 12, 200, 000千円 |
| 第6項 貸付金返還金 | 2, 366, 000千円 |
| 第7項 雑収入 | 896千円 |
| 収入合計 | 62, 572, 000千円 |

支出

| | |
|-----------------|----------------|
| 第1款 高速電車事業資本的支出 | 95, 808, 000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 63, 200, 000千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 20, 578, 000千円 |
| 第3項 投資 | 12, 000, 000千円 |
| 第4項 雑支出 | 30, 000千円 |
| 支出合計 | 95, 808, 000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------|-------------|----------------|
| 地下鉄改良事業 | 令和5年度～令和8年度 | 57, 503, 000千円 |
| 地下鉄補修事業 | 令和5年度～令和8年度 | 6, 939, 000千円 |
| 地下鉄受託工事 | 令和5年度～令和6年度 | 870, 000千円 |

合計 65,312,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

| | |
|---------|--------------|
| 地下鉄改良事業 | 31,583,000千円 |
| 地下鉄特例債 | 1,417,000千円 |
| 合計 | 33,000,000千円 |

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は37,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は4,176,107千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,139,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

| 種類 | 名称 | 数量 |
|-----|-------|----|
| 工作物 | 地下鉄施設 | 一式 |

令和4年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|------------|
| 1 出力 | 36,500kW |
| 2 年間販売電力量 | 106,280MWh |
| 3 一日平均販売電力量 | 291,178kWh |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 電気事業収益 | 1,237,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,208,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 29,000千円 |
| 収入合計 | 1,237,000千円 |

支出

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 電気事業費 | 1,484,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,342,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 142,000千円 |
| 支出合計 | 1,484,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

| | |
|---------------|-----------|
| 第1款 電気事業資本的支出 | 149,000千円 |
|---------------|-----------|

| | |
|-----------|-----------|
| 第1項 建設改良費 | 149,000千円 |
| 支出合計 | 149,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------|-------|----------|
| 発電改良事業 | 令和5年度 | 90,000千円 |

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和4年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 年間配水量 | 1, 546, 870, 000 m ³ |
| 2 一日平均配水量 | 4, 238, 000 m ³ |
| 3 給水件数 | 7, 866, 000 件 |
| 4 主要事業 | |
| 水源及び浄水施設整備事業 | 21, 500, 000 千円 |
| 送配水施設整備事業 | 151, 400, 000 千円 |
| 給水設備整備事業 | 11, 100, 000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|------------|------------------|
| 第1款 水道事業収益 | 373, 346, 000 千円 |
| 第1項 営業収益 | 351, 864, 000 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 14, 225, 000 千円 |
| 第3項 特別利益 | 7, 257, 000 千円 |
| 収入合計 | 373, 346, 000 千円 |

支出

| | |
|-----------|------------------|
| 第1款 水道経営費 | 353, 686, 000 千円 |
| 第1項 営業費用 | 337, 076, 000 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 16, 610, 000 千円 |

支出合計 353, 686, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123, 258, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

| | |
|--------------|-----------------|
| 第1款 資本的収入 | 49, 795, 000 千円 |
| 第1項 企業債 | 45, 739, 000 千円 |
| 第2項 国庫補助金 | 117, 000 千円 |
| 第3項 一般会計出資金 | 584, 000 千円 |
| 第4項 固定資産売却収入 | 568, 000 千円 |
| 第5項 その他資本収入 | 2, 787, 000 千円 |
| 収入合計 | 49, 795, 000 千円 |

支出

| | |
|------------|------------------|
| 第1款 資本的支出 | 173, 053, 000 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 153, 899, 000 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 19, 154, 000 千円 |
| 支出合計 | 173, 053, 000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------|-------------|------------------|
| 水道建設改良事業 | 令和5年度～令和8年度 | 130, 510, 000 千円 |
| 水道維持管理事業 | 令和5年度～令和9年度 | 1, 131, 000 千円 |
| 水道施設補修事業 | 令和5年度～令和7年度 | 60, 935, 000 千円 |
| 徴収事務委託事業 | 令和5年度～令和9年度 | 10, 483, 000 千円 |
| 受託事業 | 令和5年度 | 857, 000 千円 |

合 計 203,916,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

| | |
|----------|--------------|
| 水道建設改良事業 | 43,640,000千円 |
| 借換資 | 2,099,000千円 |
| 合 計 | 45,739,000千円 |

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は177,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

| 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|-----|-------------------------|--------|
| 建 物 | 事務所 千代田区神田須田町二丁目5番1他 | 5,921㎡ |
| 建 物 | 事務所 渋谷区代々木三丁目20番5他 | 1,862㎡ |

2 処分する資産

| 種 類 | 名 称 | 数 量 | 処分の態様 |
|-----|-----------------------|--------|-------|
| 建 物 | 事務所 渋谷区代々木二丁目7番8先他 | 6,354㎡ | 売 払 い |

令和4年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------|------------|
| 1 年間配水量 | 1,825,000㎡ |
| 2 一日平均配水量 | 5,000㎡ |
| 3 給水件数 | 18件 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|---------------|--------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 16,976,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 159,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,072,000千円 |
| 第3項 特別利益 | 14,745,000千円 |
| 収入合計 | 16,976,000千円 |

支出

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 工業用水道経営費 | 12,238,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 2,593,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 19,000千円 |
| 第3項 特別損失 | 9,626,000千円 |
| 支出合計 | 12,238,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,424,000千円 |
| 第1項 一般会計出資金 | 117,000千円 |
| 第2項 固定資産売却収入 | 2,307,000千円 |
| 収入合計 | 2,424,000千円 |

支出

| | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,599,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 149,000千円 |
| 第2項 国庫補助金返還金 | 1,450,000千円 |
| 支出合計 | 1,599,000千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は1,466,000千円である。

令和4年度東京都下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 管渠管理延長 | 16,189,598m |
| (2) ポンプ所年間揚水量 | 891,000,000m ³ |
| (3) 年間処理水量 | 1,788,000,000m ³ |
| (4) 料金徴収基準数 | 6,007,344件 |
| (5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業 | 180,000,000千円 |

2 流域下水道事業

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| (1) 管渠管理延長 | 232,190m |
| (2) ポンプ所年間揚水量 | 1,970,000m ³ |
| (3) 年間処理水量 | 381,000,000m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業 | 14,500,000千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|-------------|---------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 363,757,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 289,823,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 73,934,000千円 |

| | |
|---------------|---------------|
| 第2款 流域下水道事業収益 | 34,552,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 20,095,000千円 |
| 第2項 営業外収益 | 14,457,000千円 |
| 収入合計 | 398,309,000千円 |

支出

| | |
|--------------|---------------|
| 第1款 下水道管理費 | 339,325,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 327,548,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 11,677,000千円 |
| 第3項 予備費 | 100,000千円 |
| 第2款 流域下水道経営費 | 35,544,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 35,095,000千円 |
| 第2項 営業外費用 | 449,000千円 |
| 支出合計 | 374,869,000千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,678,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

| | |
|------------------|---------------|
| 第1款 下水道事業資本的収入 | 166,819,000千円 |
| 第1項 企業債 | 88,423,000千円 |
| 第2項 一般会計出資金 | 24,679,000千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 51,048,000千円 |
| 第4項 建設収入 | 335,862千円 |
| 第5項 その他資本収入 | 2,333,138千円 |
| 第2款 流域下水道事業資本的収入 | 14,125,000千円 |
| 第1項 企業債 | 1,184,000千円 |

| | |
|--------------|---------------|
| 第2項 一般会計出資金 | 1,000千円 |
| 第3項 国庫補助金 | 8,851,000千円 |
| 第4項 市町村負担金収入 | 4,052,000千円 |
| 第5項 固定資産売却収入 | 14,000千円 |
| 第6項 代替地売却収入 | 23,000千円 |
| 収入合計 | 180,944,000千円 |

支出

| | |
|------------------|---------------|
| 第1款 下水道事業資本的支出 | 330,585,000千円 |
| 第1項 下水道建設改良費 | 217,000,000千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 113,585,000千円 |
| 第2款 流域下水道事業資本的支出 | 20,037,000千円 |
| 第1項 流域下水道改良費 | 2,500,000千円 |
| 第2項 流域下水道建設費 | 14,500,000千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 3,029,000千円 |
| 第4項 生活再建対策事業費 | 8,000千円 |
| 支出合計 | 350,622,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------|-------------|---------------|
| 下水道建設改良事業 | 令和5年度～令和8年度 | 197,610,000千円 |
| 下水道維持管理事業 | 令和5年度～令和8年度 | 10,733,000千円 |
| 下水道施設補修事業 | 令和5年度～令和7年度 | 9,848,000千円 |
| 流域下水道建設改良事業 | 令和5年度～令和8年度 | 20,713,000千円 |
| 流域下水道維持管理事業 | 令和5年度～令和8年度 | 7,649,000千円 |
| 流域下水道施設補修事業 | 令和5年度 | 1,000,000千円 |

合計 247,553,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

| | |
|-----------|--------------|
| 下水道建設改良事業 | 87,363,000千円 |
| 流域下水道建設事業 | 894,000千円 |
| 借換債 | 1,350,000千円 |
| 合計 | 89,607,000千円 |

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は127,691,941千円である。

●東京都告示第六百三十四号

令和四年三月二十五日東京都議会の議決を得た令和四年の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小池百合子

令和4年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和4年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,197,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,826,197,905千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(都債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を追加し、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 科 目 | | 既 定 予 算 額 | 補 正 予 算 額 | 計 |
|---------|----------|---------------|------------|---------------|
| 款 | 項 | | | |
| 08 | 国庫支出金 | 742,187,121 | 292,000 | 742,479,121 |
| | 02 国庫補助金 | 509,238,106 | 292,000 | 509,530,106 |
| 11 | 繰入金 | 567,250,117 | 20,745,905 | 587,996,022 |
| | 03 基金繰入金 | 555,397,333 | 20,745,905 | 576,143,238 |
| 13 | 都債 | 294,568,000 | 4,160,000 | 298,728,000 |
| | 01 都債 | 294,568,000 | 4,160,000 | 298,728,000 |
| 歳 入 合 計 | | 7,801,000,000 | 25,197,905 | 7,826,197,905 |

歳出

(単位 千円)

| 科 目 | | 既 定 予 算 額 | 補 正 予 算 額 | 計 |
|---------|--------------|---------------|------------|---------------|
| 款 | 項 | | | |
| 02 | 総務費 | 234,806,000 | 126,831 | 234,932,831 |
| | 05 区市町村振興費 | 107,187,749 | 126,831 | 107,314,580 |
| 06 | 環境費 | 118,426,000 | 3,497,405 | 121,923,405 |
| | 02 環境保全費 | 105,814,000 | 3,497,405 | 109,311,405 |
| 07 | 福祉保健費 | 1,698,873,000 | 817,245 | 1,699,690,245 |
| | 04 生活福祉費 | 44,631,000 | 817,245 | 45,448,245 |
| 08 | 産業労働費 | 569,516,000 | 20,643,879 | 590,159,879 |
| | 03 商工業振興費 | 491,066,000 | 19,923,616 | 510,989,616 |
| | 04 農林水産費 | 25,685,000 | 140,897 | 25,825,897 |
| | 05 労働費 | 46,415,000 | 579,366 | 46,994,366 |
| 10 | 港湾費 | 106,937,000 | 112,545 | 107,049,545 |
| | 03 島しょ等港湾整備費 | 22,573,000 | 112,545 | 22,685,545 |
| 歳 出 合 計 | | 7,801,000,000 | 25,197,905 | 7,826,197,905 |

第2号 都債補正

(単位 千円)

| 起債の目的及び起債限度額 | | 起債限度額 | | |
|--------------|-------|-------------|-----------|-------------|
| 番号 | 起債の目的 | 既起債限度額 | 今回補正額 | 計 |
| | | 21 | 金融事業費 | 0 |
| 合 計 | | 294,568,000 | 4,160,000 | 298,728,000 |

(2) 起債の方法
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。

(5) その他
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

| | |
|--|---|
| | <p>できる。</p> <p>本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。</p> <p>エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。</p> <p>オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p> |
|--|---|

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 一九〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

